

定款変更認証申請書

2009年1月14日

兵庫県知事 様

申請者 兵庫県西宮市甲風園1丁目3番12号  
 特定非営利活動法人ブレーンヒューマニティー  
 理事長 能島 裕介

電話番号 0798-63-4441

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、次の通り定款の変更の認証を申請します。

	変更前	変更後
変更の内容	(権能) 第23条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び収支決算 (6) 役員を選任又は解任 (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (8) その他理事会において重要であると認め付議された事項	(権能) 第23条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び収支予算 (5) 事業報告及び収支決算 (6) 役員を選任又は解任 (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (8) その他理事会において重要であると認め付議された事項
	(権能) 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) 第6条第2項に定める会員以外の会員の種別 (4) 入会金及び会費の額 (5) 役員職務及び報酬	(権能) 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) 事業計画及び収支予算の変更 (4) 第6条第2項に定める会員以外の会員の種別 (5) 入会金及び会費の額

	<p>(6) 事務局の組織及び運営 (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>	<p>(6) 役員の職務及び報酬 (7) 事務局の組織及び運営 (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>
	<p>(暫定予算) 第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>	<p>(暫定予算) 第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、常務会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>
	<p>(予備費の設定及び使用) 第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p>	<p>(予備費の設定及び使用) 第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは、常務会の議決を経なければならない。</p>
	<p>(予算の追加及び改正) 第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は改正をすることができる。</p>	<p>(予算の追加及び改正) 第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は改正をすることができる。</p>
<p>変更の理由</p>	<p>(1) 予算及び事業計画の柔軟性を高め、機動的な組織運営を図るため。 (2) 予備費の活用をより柔軟にし、法人の機動性を図るため。</p>	